

決議第1号

湯河原町議会改革等特別委員会設置に関する決議

湯河原町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり決議案を提出します。

平成22年6月21日提出

湯河原町議会議長 室 伏 重 孝 様

提出者	湯河原町議会議員	高 橋 延 幸
賛成者	同	山 本 俊 明
	同	室 伏 友 三
	同	露 木 寿 雄
	同	長 谷 川 俊 子
	同	原 田 洋
	同	丸 山 孝 夫

湯河原町議会改革等特別委員会設置に関する決議

次のとおり、湯河原町議会改革等特別委員会を設置するものとする。

- 1 名 称 湯河原町議会改革等特別委員会とする。
- 2 設置の根拠 地方自治法第 110 条及び湯河原町議会委員会条例第 3 条の規定による。
- 3 目 的 議会は、湯河原町議会改革等特別委員会に対し、次の事項を付託する。
 - (1) 湯河原町議会議員の定数問題等に関する事項
 - (2) 湯河原町議会議員の議員報酬、期末手当等に関する事項
- 4 委員の定数 8 人の委員をもって構成する。
- 5 設置の期間 湯河原町議会改革等特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会在本件終了を議決するまで、継続して調査を行うものとする。